

## 介護員養成研修重要事項説明書

作成日 平成30年 6月 1日

### 1 研修事業者概要

事業者名	社会福祉法人洲本たちばな福祉会	
代表者名	理事長 伊富貴 幸廣	
所在地	兵庫県洲本市由良1丁目6番7号	
事業者指定県民局	淡路県民局 監査・福祉課 (TEL 0799-26-2054)	
事業者指定年月日	平成30年9月3日	
事業者指定番号	第181002号	
基本財産・資本金 ※1	基本財産：1,635,149,158円 資本金：なし	
主な出損者・出資者とその金額 ※2	なし	
他の主な事業	特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・ショートステイ・デイサービス・居宅介護支援事業所・在宅介護支援センター・訪問介護・ケアハウス・小規模多機能型居宅介護事業所・保育所・地域密着型特別養護老人ホーム	
公益法人の場合の主務官庁 ※3		
介護員養成研修事業を開始した年月日	平成16年8月23日	
過去に兵庫県内で実施した介護員養成研修の実績 ※4	初任者： 講座 85人 基礎： 講座 人 1級： 講座 人 2級： 講座 189人 3級： 講座 人	直近の講座開設日 平成29年9月 1日 年 月 日 年 月 日 平成24年9月27日 年 月 日

## 2 研修の概要

研修の名称	平成30年度たちばな介護職員初任者研修
研修の課程	介護職員 初任者研修課程
通信、通学の別	通学
研修指定県民局	淡路県民局 監査・福祉課 (TEL 0799-26-2054)
事業指定番号	第18100201号
定員及び開講必要人数	定員15人(7人以上で開講)
受講資格 ※1	特別養護老人ホーム等の介護職員等として、1年以上の介護等の経験を有する者は、(1)職務の理解の科目を免除することができる
研修の実施場所及び時間	
講義・演習	講義・地域密着型特別養護老人ホーム洲本たちばなプラス 【洲本宇原358番地5】(55時間) 演習・地域密着型特別養護老人ホーム洲本たちばなプラス 【洲本市宇原358番地5】(63時間)
実習 ※2	実習 ・地域密着型特別養護老人ホーム 洲本たちばなプラス(洲本市宇原358番地5) ・地域密着型特別養護老人ホーム 千草たちばなプラス(洲本市千草己2番地1) ・特別養護老人ホーム たちばな苑(洲本市由良1丁目6番7号)
研修期間 ※3	平成30年9月3日～平成30年11月14日
補講の可否・条件等 ※4	研修の一部を欠席(当該課程研修の時間数の概ね1割以内の10時間を限度とする)した者で、やむを得ない理由があると認められた者(補講は特別養護老人ホームたちばな苑で行います)
修了評価の時期	平成30年11月14日(水)18:30～20:00
修了評価が評価基準に満たない場合の補講・再評価 ※5	補講の日程等11月16日(金)15:00～18:00 3時間 再評価 11月16日(金)18:30～20:30 1.5時間

### 3 研修が実施できなくなった場合、替わりの研修を実施する事業者

事業者名	社会福祉法人淡路島福祉会	
代表者名	理事長 八木 康公	
所在地	兵庫県南あわじ市八木寺内 373-1	
基本財産・資本金 ※1	基本財産 1,836,494,849円 基本金 632,529,856円	
主な出損者・出資者とその金額 ※2	なし	
他の主な事業	特別養護老人ホーム・ショートステイ・デイサービス・訪問介護・居宅介護事業所・障害者多機能施設・グループホーム・介護老人保健施設・小規模多機能型居宅介護事業所	
公益法人の場合の主務官庁 ※3		
介護員養成研修事業を開始した年月日	平成17年11月10日	
過去に兵庫県内で実施した介護員養成研修の実績 ※4	初任者： 講座 67人 基礎： 講座 人 1級： 講座 人 2級： 講座 273人 3級： 講座 人	直近の講座開設日 平成29年9月5日 年 月 日 年 月 日 平成24年8月13日 年 月 日
過去に他都道府県で実施した介護員養成研修の実績 ※4	(実施地域： ) 初任者： 講座 人 基礎： 講座 人 1級： 講座 人 2級： 講座 人 3級： 講座 人	直近の講座開設日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日
研修事業の実施が困難になった時、協力事業者が新たに受講料を徴収する場合の上限額 ※5	25,000円	

### 4 受講料

受講料の支払方法 ※1	支払方法	一括、現金にて (分割払い：相談に応じます)
	支払期日	平成30年9月3日(月)
受講料の額	57,005円	
教材費	6,995円	
その他必要な費用 ※2	5,000円 (内訳) 補講料・・・科目時間数に応じた1時間あたりの金額	
消費税	受講料については非課税・教材費は税込円	
合計	64,000円	

## 5 解約条件等

利用者からの解約の場合	8月31日（金）までの解約 解約料なし 9月 1日（土）までの解約 解約料20% 9月 2日（日）までの解約 解約料40% その後、一旦入金した額については、一切返金しないものとする。
事業者からの解約の場合	（解約する場合） 研修中に著しく公序良俗に反する言動・行動等があり授業秩序を乱すと法人が判断した場合。
	（受講者への返金条件） 原則として返金しない

## 6 苦情・相談窓口

担当部署名	特別養護老人ホームたちばな苑
担当者名	生活相談員 中村 洋介
電話番号	0799-27-0146
FAX 番号	0799-27-0384
Eメールアドレス	y2t3a4@sumoto-tachibana.or.jp

- 添付書類：1 カリキュラム  
2 講師一覧  
3 実施施設一覧

\_\_\_\_\_様

説明年月日 平成 年 月 日

説明者職名 \_\_\_\_\_

説明者署名 \_\_\_\_\_